

第1回人権条例（仮称）検討委員会議事概要

1 開催日時・場所

令和3年7月15日（木）午後2時から3時30分
県庁18階特別会議室

2 会次第

- (1) あいさつ
- (2) 委員紹介
- (3) 委員長選出
- (4) 議事
 - ① 人権をめぐる動き
 - ② 人権条例制定の状況
 - ③ スケジュール（案）
 - ④ その他

3 結果概要

- (1) 委員長に小栗鹿兒島大学特任教授を選任
- (2) 事務局から次の事項について資料に基づき説明
 - ① 人権をめぐる動き
人権条例制定の背景・理由，期待される効果について説明
 - ② 人権条例制定の状況
全国の人権条例の制定状況等を説明し，条例で定められた主な項目や内容等を説明
 - ③ スケジュール（案）
令和3年中に第2回検討委員会，パブリックコメントを実施し，令和4年初めの第3回検討委員会で，条例案を示すスケジュール案が了承された。

4 意見交換（要旨）

- 様々な人権問題が存在する中で，どのようにそれらを盛り込むか工夫が必要。
- コロナ禍で適切な医療を受けられるか否かが大きな問題となった。そのようなことも包括できるような条例を。
- 性的マイノリティについては，人権意識が浮き彫りになってきているので，条文に盛り込んで欲しい。
- 包括的な人権条例ということで，県全体で取り組んでいくことを明確化することが重要。政策立案を人権の視点でやっていくことが大切。
- 包括条例なので具体的に盛り込むことはできないが，多様な人権課題をすくい上げることが大事。

- 子どもたちにも、正しいことをきちんと伝えることが大事。条文は県民誰もがきちんと理解できるわかりやすい表現がよい。
- 子どもたちの教育は非常に大事で、条例制定によって更に人権教育が充実されるよう期待したい。
- 当事者の声を反映させるための調査等が不可欠。
- この先、条例が社会情勢の変化に柔軟に包括的に対応できるよう、ポイントで示すより、そういう社会を作っていくという大きな目的を反映させるとよい。
- コロナ禍では、自分の人権のみならず、他者の人権についても正しく理解し、配慮するということが大事。
- 平成12年の人権教育啓発推進法制定以降の社会的情勢の変化、コロナ禍、SDGsの考え方などを踏まえて、全体で取り組んでいくことを謳っていくといい。
- 事業者の責務については、問題を意識してもらうために、誤解のないように留意して盛り込むべき。